

那覇市立開南小学校いじめ防止対策基本方針

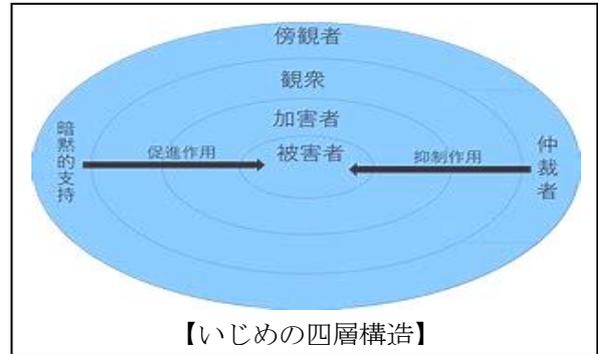
那覇市立開南小学校

1 本校の基本方針

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。これは、人権に関わる重大な問題である。いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許さないという姿勢で、いじめに対して全職員が強い姿勢で対処する。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に基づき、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



(2) いじめを防止するための基本方針

本校のいじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を計画し、展開することである。「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に認識させるとともに、職員自ら「いじめを許さない、見逃さない」という自覚をもつ。また、保護者や地域に伝えていくことも必要である。いじめが生じた場合は、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、心の傷が回復できるようにケアしていく。すべての児童に「いじめをしない。」「いじめに加わらない。」等、いじめが心身に及ぼす影響が深刻なことを認識させるとともに、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校の現状

子どもたち同士は素直で仲が良く、学校行事、地域行事、各スポーツ大会等に積極的に参加し、コンクール等の入賞者も多い。また、サッカー部と野球部は那覇地区や県大会でも優秀な成績を収めている。保護者も協力的で、PTA活動やその他の教育活動も熱心である。

学校内では、毎月「人権の日」やいじめに関するアンケート「おしえてアンケート」を実施し児童の様子を把握している。また、年3回の教育相談週間を実施している。また毎月1回、児童支援対策委員会を定期的に開催している。校長、教頭、教務、学年代表、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談員等が参加し、各学年の子どもたちの学校生活状況、欠席や遅刻、不登校、いじめに関する情報を共有し、問題解決に向けて取り組んでいる。

3 いじめの防止等の指導體制・組織的な対応

(1) 日常的な指導體制

① 教職員による指導について

(ア) 児童理解(生徒指導)に関する部会(児童支援対策委員会)の開催と情報共有の場の設定及び児童への指導

(イ) いじめを見逃さない体制の確立と児童への周知

(ウ) 「わかる授業」「参加する授業」の実践

(エ) 学校経営、学年・学級経営を軸に児童の居場所づくりと支持的風土の醸造

(オ) キャリア教育の視点をあてた教科・道徳・特別活動の指導と社会体験や奉仕活動等の推進

(カ) 地域行事(那覇祭り、旗頭フェスタやCGG運動等)の参加の奨励

(キ) 学校行事、クラブ活動、児童会活動による異学年交流の推進

② 児童理解（児童支援対策委員会）の体制

毎月一回、児童支援対策委員会を開催し、各学年の児童の状況報告を共有する。問題行動、いじめ等が発覚した場合は、解決策を話し合い、関係機関と連携して対処する。また、その情報は、職員会議等で児童支援対策委員会担当が報告し、学校全体で共有する。

(2) 未然防止

- ① 学習規律・生活規律、支持的風土のある学年、学級経営
- ② 人権教育の推進
- ③ 「わかる授業」「参加する授業」の授業改善
- ④ 道徳教育の推進
- ⑤ 特別活動による話し合い活動と学級づくり
- ⑥ ネットを介した事件・事故防止に向けての取り組み
- ⑦ 非行防止教室の実施
- ⑧ いじめに関する研修会の実施
- ⑨ 保護者への啓発
- ⑩ 児童支援対策委員会の開催と職員間の情報共有
- ⑪ 教育相談員、アシスト相談員、スクールカウンセラー等との意見交換

(3) 早期発見

- ① 教師は、常に子どもの言動、表情、行動、出席状況等の把握に努め、児童の変容を見逃さない
 - (ア) 児童観察、毎月の「おしえてアンケート」の実施
 - (イ) 年3回（5月・9月・12月）の教育相談週間の実施
 - (ウ) 学校SC、教育相談支援員、小中アシストと連携した教育相談の推進
 - (エ) こ小中間の連携
 - (オ) 地域との情報交換（校区夜間街頭指導等）
- ② いじめの兆候を見逃さない姿勢
 - (ア) 登校を渋り・欠席が多くなる状況（理由なし欠席等）
 - (イ) 物隠し、机の落書き等
 - (ウ) 集団によるからかい
 - (エ) 一人になることが多い
 - (オ) 特定の子を周囲が避ける行動

(4) 早期対応

いじめの兆候が見られた又は重大ないじめがあった場合、速やかな状況把握と職員間の報告を行う。

- ① いじめられている本人や周りから聞き取りをし、状況を把握する。
- ② いじめに発展しない指導を行う。
- ③ 学年間の職員（担任・学年主任）連絡と教頭、校長への事実報告を行う。
- ④ 重大ないじめの場合、校長、教頭の判断を仰ぎ、緊急に児童支援対策委員会（いじめ防止対策委員会も含める）又は職員集会を開き、現況を報告する。

(5) ネット上でのいじめ事前防止と対応

- ① 情報モラル教育を通して、メール、ライン等の送受信についてマナー指導を行う。
- ② 情報教育インストラクター派遣事業や警察関係職員による非行防止教室「サイバー犯罪」を計画・実施し、情報モラルについて正しい知識を身につける。

(6) 指導計画

月	取り組み内容	行事関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導（児童理解）の方針について ・児童理解部会、いじめ防止対策委員会の位置づけについて ・児童支援対策委員会（児童の情報交換） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・家庭訪問による情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 (情報交換)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一年生を迎える会 (異学年交流) ・春の遠足 (仲間作り)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・教育相談週間①の実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・教育相談（児童の情報把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽発表会 (居場所作り・絆作り) ・教育相談 (居場所作り) ・修学旅行 (絆作り)
7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（児童の情報交換） ・那覇警察署職員による「非行防止教室①」 ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・個人面談による情報交換 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 (情報交換) ・子ども会結成 (異学年交流)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・教育相談週間②の実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・情報教育インストラクターによる「SNS教室」予定 ・法務局人権委員による「人権教室」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然教室 (絆作り) ・教育相談 (居場所作り)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旗頭フェスタ (絆作り)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（児童の情報交換） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 (居場所作り・絆作り)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・教育相談週間③の実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・保護者会（情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 (居場所作り)

1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業を祝う会 (異学年交流)

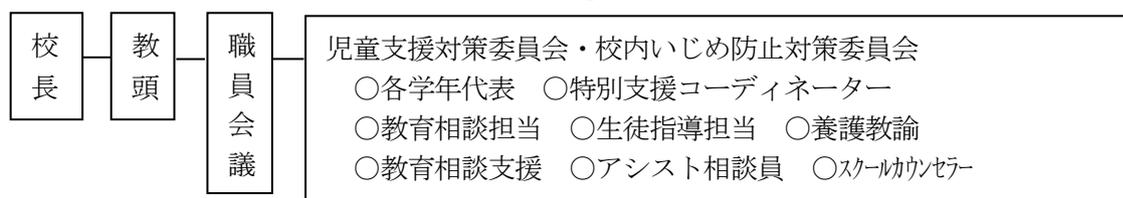
4 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 名称 「児童支援対策委員会・校内いじめ防止対策委員会」

(2) 部会・委員会のねらい

- ① 児童の生活規律・生徒指導に関わる情報交換を行い、一人一人の児童理解に努める。
- ② いじめや問題行動、不登校等に関し、早期発見、共通理解、早期解決に努める。
- ③ 委員会を通して、生徒指導の共通理解の下に学校の教育活動全体を通して実践する。

【児童支援対策委員会・校内いじめ防止対策委員会】



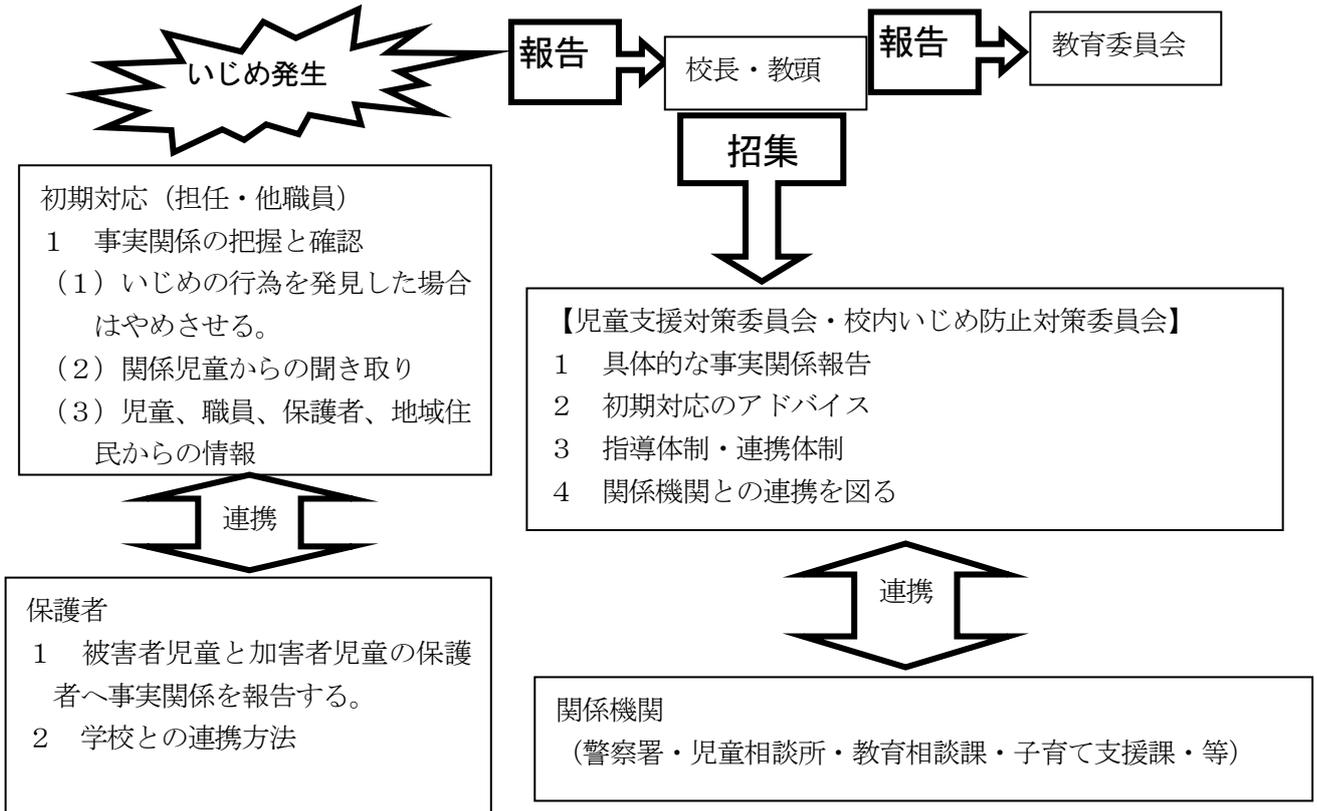
(3) 部会の位置づけ

- ① 毎月1回、第1週日月曜日
- ② 時間・・・16時10分～16時45分

(4) 部会の主な内容

- ① 各学年の状況報告（1年～6年、特別支援学級）
- ② 養護、教育相談員、特別支援学級コーディネーター、スクールカウンセラーの状況報告
- ③ 気になる児童生の様子について
- ④ 問題行動に関する事
- ⑤ いじめに関する事（定期的なアンケートや教育相談週間の実施）
- ⑥ 発達障害に関する事
- ⑦ 不登校に関する事
- ⑧ その他
- ⑨ 今月の生活目標について
- ⑩ 夜間街頭等の告知
- ⑪ その他話し合いたいこと
- ⑫ 校長、教頭の話

(5) いじめ対応の流れ



5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態は、いじめ防止推進法第28条に示されたことをいう。

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童の自殺、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神疾患等)
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめにより学校を年間30日欠席する等)

(2) 重大事態への発生と対応

- ① 重大事態が発生した場合は、学校長の指揮監督の下、迅速・正確に事実確認をし、被害を受けた児童及びその保護者に対して、必要な情報を提供する。
- ② 重大事態が発生した場合は、学校長の判断の下、那覇市教育委員会に速やかに連絡し、指示を仰ぐ。必要に応じて、専門機関や警察、関係機関の支援を要する。
- ③ 重大事態が発生した場合、緊急職員会議を開き、対応について共通理解を図り、児童・保護者に対するプライバシーへの配慮をする。
- ④ 情報発信は慎重に取り扱い、一本化とする。

(3) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。こ

の際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。また、調査結果については、那覇市教育委員会に報告する。